

経営者保証 ガイドライン

推進キャンペーン

経営者保証を不要とする信用保証を推進し、思い切った設備投資、事業拡大ができる環境を整備することを目的として実施している「経営者保証ガイドライン推進キャンペーン」。
令和2年4月から対象となる保証制度を拡充の上、引き続き実施します。ぜひご活用ください。

1

金融機関連携型

対象となる
保証制度

全ての保証制度

【推奨する商品例】
ひょうご発展支援保証「リードα」
金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」等

2

財務型

対象となる
保証制度

財務要件型無保証人保証

3

担保充足型

対象となる
保証制度

全ての保証制度 (無担保要件の保証制度を除く)

【推奨する商品例】
不動産活用保証「ネクスト」等

4

特例型

対象となる
保証制度

兵庫県中小企業融資制度
「新規開業貸付-経営者保証免除貸付」
ひょうご発展支援保証「リードα」
(経営者保証不要プランを利用する場合に限る)
財務要件型無保証人・当座貸越根保証
事業承継特別保証制度

令和2年4月
より拡充!

各対象要件の概要につきましては、裏面をご覧ください。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

(令和2年4月1日現在)

		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078-393-3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06-6411-4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06-6411-4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079-289-3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079-289-3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



「経営者保証ガイドライン推進キャンペーン」の概要

(1) 金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い【金融機関連携型】

① 資格要件

申込金融機関において、次の「要件1」又は「要件2」の何れかに該当し、「要件3」を満たす場合

	項目
要件1	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。
要件2	保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。
要件3	次の項目に全て該当する。
	・直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
	・直近の決算期において債務超過でない。

② 対象制度

全ての保証制度が対象となります。

(推奨する商品例)

ひょうご発展支援保証「リードα」、金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」等

(2) 一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度【財務型】

① 資格要件

直前の決算において、次の基準（1）～（3）の何れかを満たす場合（指標①を満たした上で、「②又は③の何れか」及び「④又は⑤の何れか」に該当する必要があります。）

指標		基準(1)	基準(2)	基準(3)
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

② 対象制度

「財務要件型無保証人保証」

(3) 十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い【担保充足型】

① 資格要件

申込人又は代表者等が所有する不動産の担保提供があり、保証金額の100%以上の保全が図れている場合

② 対象制度

無担保要件の保証制度を除き、対象となります。

(推奨する商品例)

不動産活用保証「ネクスト」等

(4) 金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い【特例型】

① 資格要件

金融機関の支援姿勢等を踏まえて、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると協会が認めた場合

② 対象制度

兵庫県中小企業融資制度「新規開業貸付—経営者保証免除貸付」、ひょうご発展支援保証「リードα」（経営者保証不要プランを利用する場合）、「財務要件型無保証人・当座貸越根保証」、事業承継特別保証制度が対象となります。また、制度に関係なく、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると協会が認めた場合も対象となります。

対象

■上表は概要ですので、詳細につきましては各事務所、支所までお問い合わせください。